その他告示

○総務省告示第二百六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十八日

総務大臣　村上誠一郎

一　名称　令和七年度ホーク・中ＳＡＭ部隊実射訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年七月二十二日から令和七年十一月十九日まで
三　派遣人数（概数）　百五十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○外務省告示第二百七十一号

日本国政府は、平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「条約」という。）附属書Ａにペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）、その塩及びＰＦＯＡ関連化合物を加える改正（令和元年十二月三日付け国際連合事務総長書簡）につき、条約第二十二条３(b)及び４の規定に基づいて留保を付していたところ、この留保を撤回する旨を令和七年二月二十六日に条約の寄託者である国際連合事務総長に通告した。

よって、当該改正は、令和七年二月二十六日に日本国について効力を生じた。

令和七年七月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七十二号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

令和七年七月十八日

外務大臣　岩屋　毅

旅券番号　発行年月日
ＴＳ335759　2019年５月９日

○経済産業省・環境省告示第七号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十六条の規定による届出があったので、同令第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年七月十八日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

(一)　登録講習機関の名称　一般社団法人東京都金属プレス工業会
(二)　廃止しようとする講習の業務の範囲　講習の実施に係る業務
(三)　廃止しようとする年月日　令和七年七月十五日
(四)　廃止の理由　受講者数の減少及び事業収支悪化のため

○国土交通省告示第五百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
広間沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
群馬県桐生市川内町五丁目の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を平成六年建設省告示第千九百二十六号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、五点から八点までを順次結んだ線、八点と九点を平成十三年国土交通省告示第千七百四十三号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、九点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を令和三年国土交通省告示第千四百十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 29′ 04.1700″	139° 20′ 20.4032″
2	36° 29′ 03.3463″	139° 20′ 19.8203″
3	36° 29′ 03.1009″	139° 20′ 19.4903″
4	36° 29′ 03.0761″	139° 20′ 18.2881″
5	36° 29′ 03.3968″	139° 20′ 15.2623″
6	36° 29′ 03.1808″	139° 20′ 14.9829″
7	36° 29′ 03.8013″	139° 20′ 14.2309″
8	36° 29′ 04.1507″	139° 20′ 14.3716″
9	36° 29′ 04.5076″	139° 20′ 14.7697″
10	36° 29′ 04.6600″	139° 20′ 15.2219″
11	36° 29′ 04.6125″	139° 20′ 15.6130″
12	36° 29′ 04.1472″	139° 20′ 15.8665″
13	36° 29′ 03.8719″	139° 20′ 16.5137″
14	36° 29′ 03.6999″	139° 20′ 17.7690″
15	36° 29′ 04.0596″	139° 20′ 19.1820″
16	36° 29′ 05.7433″	139° 20′ 20.1501″
17	36° 29′ 06.2767″	139° 20′ 20.6309″
18	36° 29′ 07.0862″	139° 20′ 21.0969″
19	36° 29′ 07.3908″	139° 20′ 21.5855″
20	36° 29′ 07.4039″	139° 20′ 21.8859″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
群馬県桐生市黒保根町下田沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十九点までを順次結んだ線及び一点と二十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 33′ 13.1700″	139° 15′ 18.2699″
2	36° 33′ 13.3714″	139° 15′ 17.8904″
3	36° 33′ 13.3891″	139° 15′ 17.2469″
4	36° 33′ 13.2314″	139° 15′ 16.9142″
5	36° 33′ 13.4787″	139° 15′ 16.2684″
6	36° 33′ 13.5078″	139° 15′ 15.1953″
7	36° 33′ 13.9274″	139° 15′ 14.3401″
8	36° 33′ 14.6415″	139° 15′ 13.7262″
9	36° 33′ 14.9540″	139° 15′ 14.7086″
10	36° 33′ 15.4708″	139° 15′ 14.1256″
11	36° 33′ 15.9229″	139° 15′ 13.7695″
12	36° 33′ 16.5437″	139° 15′ 13.0315″
13	36° 33′ 17.2618″	139° 15′ 12.7749″
14	36° 33′ 18.7090″	139° 15′ 12.7477″
15	36° 33′ 17.9642″	139° 15′ 13.1665″
16	36° 33′ 17.3343″	139° 15′ 13.2676″
17	36° 33′ 16.9471″	139° 15′ 13.7841″
18	36° 33′ 16.6049″	139° 15′ 14.7185″
19	36° 33′ 15.7599″	139° 15′ 15.4659″
20	36° 33′ 15.4717″	139° 15′ 16.1697″
21	36° 33′ 15.3457″	139° 15′ 17.0233″
22	36° 33′ 15.9083″	139° 15′ 18.1010″
23	36° 33′ 15.3199″	139° 15′ 18.8736″
24	36° 33′ 14.7191″	139° 15′ 18.7417″
25	36° 33′ 14.5897″	139° 15′ 18.0845″
26	36° 33′ 14.1693″	139° 15′ 17.6712″
27	36° 33′ 13.9331″	139° 15′ 18.1162″
28	36° 33′ 13.6080″	139° 15′ 18.1471″
29	36° 33′ 13.4302″	139° 15′ 18.4821″